

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（陸上クレーン）
発生日時	令和2年8月27日 12時45分ごろ
発生場所	広島県呉市呉港呉区 小麗女島灯台から真方位080°1.3海里付近 （概位 北緯34°14.6 東経132°32.6 ）
事故の概要	プレジャーヨットENTER PRISE は、南東進中、メインマストが陸上クレーンに衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット ENTER PRISE 、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	235-47821兵庫、シーサイドハウジング株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 メインマストに折損、オーニング支柱に曲損 陸上クレーン なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、機走により約2ノットの対地速力で北東進した後、船長が右舷船首方に着棧予定の水路（以下「本件水路」という。）内の棧橋（以下「本件棧橋」という。）を認めて右舵を取り、南東進した。</p> <p>船長は、本件棧橋に左舷入船着けすると航行船舶の航走波を船尾から受けて船体の揺れが大きくなるので、右舷出船着けにして同引き波を船首から受けるようにすれば船体の揺れが抑えられると思い、本件水路内で左回頭ができるよう本件水路の西側に寄って航行した。</p> <p>本船は、船長が本件棧橋に右舷出船着けしようとして本件水路の西側に寄って航行したところ、本船のメインマストが海側に張り出された西側の岸壁にある陸上クレーン（以下「本件クレーン」という。）と衝突した。</p> <p>船長は、本事故当時、オーニングのある船尾甲板で本件棧橋に意識を向けて操船に当たり、甲板員を船首部及び船体中央部に配置して係留索を取る準備を行わせていたので、メインマストが本件クレーンに接近していたことに気付かなかった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、機走により南東進中、船長が、オーニングのある船尾甲板で本件棧橋に意識を向けて操船に当たり、本件棧橋に右舷出船着けすることとし、本件水路の西側に寄って航行したことから、メインマストが本件クレーンに接近していることに気付かず、本件クレーンに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、航行船舶の航走波を船尾から受けると船体の揺れが大きくなることから、右舷出船着けすることとし、本件水路内で左回頭ができるよう本件水路の西側に寄って航行したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が機走により南東進中、船長が、本件棧橋に右舷出船着けすることとし、本件水路の西側に寄って航行したため、メインマストが本件クレーンに接近していることに気付かず、本件クレーンに衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着棧操船中は、常時、特定の方向だけでなく周囲の適切な見張りを行い、ヨットにおいては、ヘッドルームにも注意すること。</li> </ul>